

重要事項説明は、お申込みに際して特にご確認いただきたい事項を説明したものです。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご理解いただいたうえでお申込みくださいますようお願い申し上げます。また、本説明はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、詳細につきましては、ホームページに掲載の約款またはご契約後にお送りする約款をご確認いただきますよう重ねてお願いいたします。

重要事項説明

契約概要

契約者について

契約者となるためには、当組合の組合員となる必要があります（愛知県内に事業場のある中小企業者で出資金1,000円が必要）です。

共済期間について

●傷害共済

一 共済期間は1年とします。ただし、初年度においては、責任開始日に始まり、満1年を経過する日の属する月の翌月1日の午前0時をもって終了します。2年目以降は、更新により補償を約束する1年間とします。

●疾病入院特約

一 共済期間は1年とします。ただし、初年度においては、責任開始日に始まり、主契約（傷害共済）の共済期間と同時に終了します。2年目以降は、更新により補償を約束する1年間とします。

共済契約の更新について

共済期間終了日の1か月前までに、契約者から書面による解約のお申し出がない場合、共済契約は更新されます。ただし、補償状況などにより当組合が

注意喚起情報

クーリングオフについて

契約申込者または契約者は、すでにお申込みされた共済契約について、申込日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申込みの撤回をすることができます。この場合、当該お申込みのすべてについて撤回してください。

お申込み時における注意事項

お申込みの際、被共済者となる方の同意を得てご加入ください。また、この際の告知（健康状態）内容が事実と異なる場合、共済金のお支払いができない場合があります。なお、健康告知内容欄に該当する方はご加入できません。

共済契約の補償開始時期

補償開始は責任開始日（申込日の翌日午前0時）からとします。ただし、初回の共済掛金の引き落としができない場合には、この限りではありません。

共済金のお支払いの時期

共済金のお支払いに際し、請求書類による確認および特別な照会や調査の状況により、お支払いの時期が異なります。各状況に応じた支払時期は、約款に明示・規定されています。

共済金をお支払いできない場合・減額する場合

詳しくは「重要事項説明（共済金をお支払いできない主な場合）」・「重要事項説明（共済金のお支払いが制限される主な場合）」をご確認ください。

共済掛金の払込猶予期間

共済期間中に共済掛金の未納が3か月連続して生じた場合、共済契約の効力は、共済掛金の最初の未納月の翌月1日午前0時で失効します。

共済契約の終了と共済掛金および共済金

1.中途解約の場合

共済契約者は、書面の提出により、いつでも将来に向かって共済契約を解約することができます。この場合の共済期間は、脱退の届け出が受理された月の末日をもって終了とし、終了日の属する月の翌月分以降の共済掛金を払い戻します。

契約の更新を不適当と認めた場合を除きます。なお、傷害共済ライトの加入者で満30歳を過ぎた方は傷害共済に、傷害共済の加入者で満70歳を過ぎた方は傷害共済継続Ⅰ型に、傷害共済継続Ⅰ型の加入者で満75歳を過ぎた方は傷害共済継続Ⅱ型に、傷害共済継続Ⅱ型の加入者で満80歳を過ぎた方は傷害共済継続Ⅲ型に、また、疾病入院特約の加入者で満70歳を過ぎた方は疾病入院特約継続型にそれぞれ変更して更新されます。

共済掛金の払込方法について

共済掛金の払込みは、ご指定の口座振替取扱金融機関の預金口座から毎月1日（金融機関が休業日のときは翌営業日）に自動口座振替となります。なお、初回の口座振替は、各（月掛）共済掛金の2か月分（初めての契約の場合は、出資金1,000円を加えて振替）とします。

割戻金・満期返戻金について

当組合の共済には、割戻金・満期返戻金はありません。

2.資格喪失等の当然終了の場合

被共済者が死亡・退職・退任等によって資格を失った場合、または共済期間終了日に共済契約の制限年齢（傷害共済継続Ⅲ型満85歳、疾病入院特約継続型満75歳）に達している場合、その日をもって共済契約は終了し、その日の属する月の翌月以降に対応する共済掛金を払い戻します。

3.共済契約を解除する場合

(1) 共済契約の締結時に故意または重大な過失により不実のことを告げた場合
(2) 共済金の請求にあたり不正行為があった場合
(3) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が反社会的勢力に該当すると認められた場合
(4) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している等の場合
(5) 共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合
(1)から(5)のいずれかに該当する事実がある場合、共済期間の途中であっても契約を解除することがあります。この場合、解除理由に該当する共済金はお支払いしません。

4.共済契約を取り消す場合

共済契約者または被共済者に詐欺または強迫行為があった場合、共済契約を取り消すことがあります。この場合既に払い込まれた共済掛金は払い戻しません。

5.疾病入院特約の契約が終了する場合

主契約である傷害共済契約が終了した場合、その日をもって疾病入院特約は終了します。

登録内容の変更

事業所名・住所・代表者名・被共済者名等その他ご登録の内容に変更が生じた場合には、当該日から15日以内に書面をもってお届けください。

組合の運営について

当組合では、事業の状況につきましては組合員の皆様に公開し、健全な事業活動に努めます。なお、異常災害・事業運営の破綻等により損失金が生じた場合は、てん補のため共済金の減額または共済掛金の追徴を行うことがあります。

傷害共済



企業の福利厚生施策としても
おすすめです。



愛知県中小企業共済協同組合は、愛知県内の中小企業の経営者およびその従業員のみなさまへ、ケガや病気などの「もしものとき」に対し、「相互扶助の精神」に基づいて一定の補償を行う、営利を目的としない愛知県知事が認可する事業協同組合です。「中小企業共済」とお呼びください。あいちで生まれ、あいちで育った、愛知の中小企業共済です。

2023年度改定版

愛知県中小企業共済協同組合

●本部／〒450-0002 名古屋市中央区名駅4-4-38
愛知県産業労働センター（ウインクあいち）16階
TEL (052) 587-2223 (代)

●三河支局／〒444-0860
岡崎市明大寺本町1-34 岡崎センタービル8階
TEL (0564) 22-0191 (代)

○詳しい情報はホームページからご覧いただけます。

<https://www.ack-kyosai.or.jp>



2023.08 15,000

詳しいお問い合わせ、
資料のご請求など
お気軽にお電話ください。

0120-00-9967
フリーコール
お客様相談室（受付時間）平日9:00～17:00

傷害共済

1年契約

自動更新型

▶ 共済掛金

月掛

2,000円

(被共済者
1人につき)

▶ 責任開始日

申込日の翌日午前0時から発効します。

▶ 加入できる方

法人の場合は役員と従業員の方、
個人事業所の場合は事業主、従業員、専従者、
事業主と生計を一にする親族の方で

満15歳以上満83歳未満の方

(最高満85歳の契約終了日まで継続可)

たとえばこんなときに!

共済金お支払い事例

〈傷害共済の場合〉

CASE.1

金属加工中、
あやまって切断機で腕を切傷。
15日間入院し、30日通院した。

(入院1日あたり) (入院実日数)
8,000円 × 15日 = 120,000円

(通院1日あたり) (通院実日数)
4,000円 × 30日 = 120,000円

支払共済金 240,000円

CASE.2

交通事故で足を骨折。
20日間入院し、40日通院した。

(入院1日あたり) (入院実日数)
8,000円 × 20日 = 160,000円

(通院1日あたり) (通院実日数)
4,000円 × 40日 = 160,000円

支払共済金 320,000円

CASE.3

ケガの共済ですが、
病気死亡も補償します!

支払共済金 100万円



POINT!

仕事中はもちろん仕事外のケガでも通院1日目から4,000円補償

疾病入院特約をプラスすれば、さらに安心

満15歳

自動更新

満70歳

自動更新

満75歳

自動更新

満80歳

自動更新

満85歳

満15歳～満30歳の方へ
おすすめプラン

傷害共済ライト

共済掛金月掛 1,000円

4,000円
×入院日数

2,000円
×通院日数

4,000円
×往診日数

1級 150万円～14級 5万円

交通事故の場合 250万円

交通事故以外の場合 150万円

50万円

(責任開始日から
1年以内の死亡は除きます)

疾病入院特約

補償内容

ケガによる

入院

通院

往診

後遺障害
(労災障害等級
を準用)

死亡

病気
による

死亡

傷害共済

共済掛金月掛 2,000円

8,000円
×入院日数

4,000円
×通院日数

8,000円
×往診日数

1級 300万円～14級 10万円

交通事故の場合 500万円

交通事故以外の場合 300万円

100万円

(責任開始日から1年以内の
死亡は除きます)

傷害共済継続Ⅰ型

共済掛金月掛 2,000円

4,000円
×入院日数

2,000円
×通院日数

4,000円
×往診日数

1級 150万円～14級 5万円

交通事故の場合 250万円

交通事故
以外の場合 150万円

20万円

(責任開始日から
1年以内の死亡は除きます)

傷害共済継続Ⅱ型

共済掛金月掛 2,000円

4,000円
×入院日数

2,000円
×通院日数

4,000円
×往診日数

—

10万円

10万円

(責任開始日から
1年以内の死亡は除きます)

傷害共済継続Ⅲ型

共済掛金月掛 2,000円

4,000円
×入院日数
[1日目から30日を限度]

—

4,000円
×往診日数
[1日目から30日を限度]

—

10万円

10万円

(責任開始日から
1年以内の死亡は除きます)

疾病入院特約

1年契約 | 自動更新型

疾病入院特約のみでは
加入できません。

▶ 加入できる方 傷害共済・傷害共済ライトに加入している方で 満15歳以上満68歳未満の方 (最高満75歳の契約終了日まで継続可)

▶ 共済掛金 月掛 700円 (被共済者1人につき)

▶ 責任開始日 申込日の翌日午前0時から発効します。

満15歳

自動更新

満70歳

自動更新

満75歳

補償内容

疾病入院特約

共済掛金月掛 700円

責任開始日から2年を経過した後に病気による入院をした場合

入院

5,000円
×入院日数

[1日目から210日を限度 共済期間継続中通算840日を限度]

手術※1
(1入院中1回に限る)

1万円

退院祝金※2
(1入院中1回に限る)

2万円

責任開始日から2年以内に病気による入院をした場合

見舞金※3
(1入院中1回に限る)

2万円

疾病入院特約継続型

共済掛金月掛 700円

2,500円
×入院日数

[1日目から120日を限度
共済期間継続中通算420日を限度]

5,000円

1万円

※1 手術の種類によっては対象にならない場合もあります。

※2 7日以上継続して入院し、退院した場合。ただし、通院治療への切り替え、または治ゆした場合の退院に限る。

※3 7日以上継続して入院した場合

〈傷害共済タイプ別加入年齢〉

- 傷害共済 : 満15歳以上満70歳未満
- 傷害共済継続Ⅰ型 : 満70歳以上満75歳未満
- 傷害共済継続Ⅱ型 : 満75歳以上満80歳未満
- 傷害共済継続Ⅲ型 : 満80歳以上満83歳未満
- 傷害共済ライト : 満15歳以上満30歳未満

〈更新について〉

- 満70歳の契約終了後、傷害共済は傷害共済継続Ⅰ型に、満75歳の契約終了後、傷害共済継続Ⅰ型は傷害共済継続Ⅱ型に、満80歳の契約終了後、傷害共済継続Ⅱ型は傷害共済継続Ⅲ型に、満30歳の契約終了後、傷害共済ライトは傷害共済に自動更新できます。
- 満70歳の契約終了後、疾病入院特約は疾病入院特約継続型に自動更新できます。

〈ご注意〉

- ケガとは急激かつ偶然の外来による事故で身体に被った傷害をいい、繰り返し・積み重ねによるものは対象となりません。
- ケガとして取り扱わない主な事故等
 - ◆病気の発症等による軽微な外因…病気または体質的な要因を有する者が、軽微な外因により発症(発生)し、またその症状が増悪した場合
 - ◆持病による障害等をもつ者の窒息等…病気による呼吸障害、嘔下(えんげ) 障害または神経障害状態の者が、食物その他の物体等の吸引または嘔下による気道閉鎖・窒息状態になった場合
 - ◆浴槽内での溺死・溺水または浴槽への転落による溺死・溺水による事故等
 - ◆有害物質による中毒等…洗剤・油脂・グリース・溶剤その他の化学物質による接触性皮膚炎、細菌性食中毒およびその他食餌性・中毒性胃腸炎・大腸炎等、薬物接触によるアレルギー等
- 傷害共済・傷害共済継続Ⅰ型・傷害共済継続Ⅱ型・傷害共済ライトの入院・通院・往診補償および傷害共済継続Ⅲ型の入院・往診補償は、実日数のお支払いとなります。
- 疾病入院特約・疾病入院特約継続型の入院補償は、実日数のお支払いとなります。

加入のご案内

組合員になれる方(共済契約者)

- 愛知県内に事業場のある中小企業者の方です。法人の場合はその法人、個人事業所の場合はその事業主となります。
- 初めての契約の場合、**出資金1口 1,000円(1事業所につき)が必要です。**

補償の対象となる方(被共済者)

- 法人の場合は、役員と従業員の方
- 個人事業所の場合は、事業主、従業員、専従者および事業主と生計を一にする親族の方

指定口座と共済掛金の振替について

- 指定口座は、共済契約者名義の口座をご指定ください。
- 振替日は、毎月1日(この日が「口座振替取扱金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日」)です。
- 初回は出資金1,000円と2か月分の共済掛金を指定口座から振替いたします。
- 共済掛金の領収書は、通帳への記帳にて代えさせていただきます。
- 共済金は、共済契約者(共済金受取人)の指定口座へお支払いいたします。

出資金について

愛知県中小企業共済協同組合は、中小企業等協同組合法にもとづいて、非営利で共済事業を行う愛知県知事が認可する事業協同組合です。愛知県内で事業を営む中小企業者の皆様に出資金を払い込みいただくことで、組合員となり、各種共済を利用することができます。

新しく組合員とされる方には、協同組合運営のために共済掛金とは別に、初回のみ出資金(1,000円)をお願いしています。

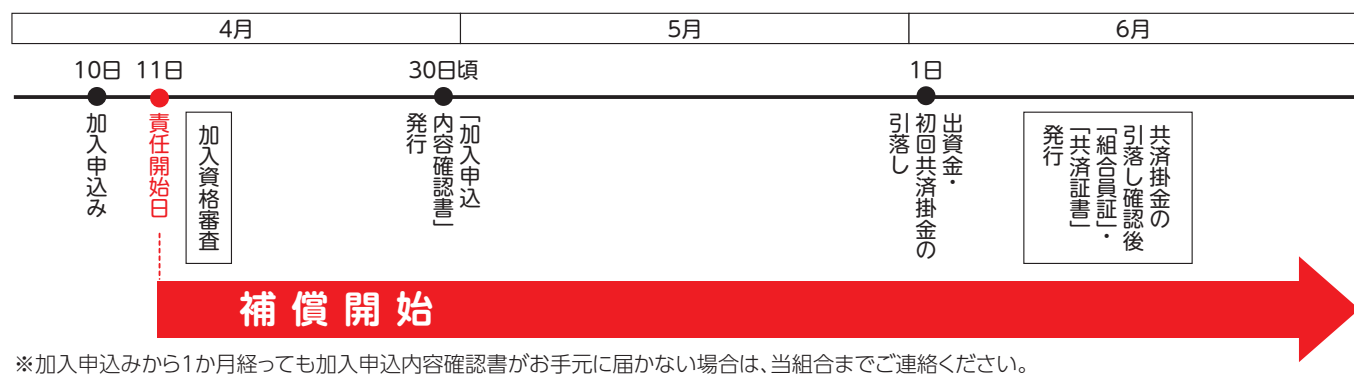
なお、この出資金は、当組合を脱退される際、ご返金させていただきます。

税法上の取扱い

- 法人が役員・従業員のために負担した共済掛金は、損金処理(福利厚生費)できます。
 - 個人事業主が従業員のために負担した共済掛金は、損金処理(福利厚生費)できます。
- 事業主および事業主と生計を一にする親族のために負担した共済掛金は、損金処理できません。ただし、共済掛金の一部が契約者の生命保険料控除の対象になります。
- ※ご加入の保険・共済の契約状況により、損金処理の対象とならない場合がありますので、詳しくは当組合または所轄の税務署にご確認ください。

加入申込みからの流れ

4/10に加入申込みされた場合



補償の他にも、企業の福利厚生をサポートする付帯サービスがあります

会社の福利厚生や健康管理にお役立てください！

共済付帯サービス

1 健康診断受診助成

生活習慣病予防健診………**5,000円**の助成
定期健康診断……………**1,500円**の助成

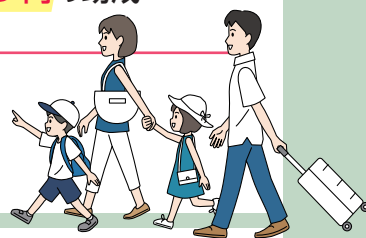
- 提携医療機関にてご利用いただけます。
- 生活習慣病予防健診と定期健康診断は一事業年度どちらか1回の助成となります。



2 宿泊施設利用助成

お一人**3,000円**の助成

提携宿泊施設および提携旅行会社等が取り扱う宿泊施設を利用した一泊以上の旅行を助成します。



3 観劇利用助成

お一人**3,000円**の助成
御園座での観劇をお楽しみいただけます。

4 労働安全講習受講助成

お一人**3,000円**の助成

5 技能検定養成等助成

お一人**3,000円**の助成

◎助成金額はそれぞれ最高限度額です。 ◎出資金・初回の共済掛金の口座振替日以降にご利用いただけます。
◎利用方法の詳細については、中小企業共済ホームページ <https://www.ack-kyosai.or.jp> をご確認ください。

重要事項説明

共済金をお支払いできない主な場合

〈傷害共済・疾病入院特約共通〉

- 共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失による場合
- 被共済者の犯罪行為または闘争行為による場合
- 被共済者の精神障害または薬物依存を原因とする場合
- 被共済者の泥酔の状態を原因とする場合
- 被共済者の刑の執行または拘留もしくは入監中に生じた場合
- 地震、噴火、津波その他の天災地変による場合
- 戦争、内乱、テロ、暴動その他の変乱による場合
- 核燃料物質関係の特性に起因する場合
- 医療機関以外で治療を受けた場合(例えば、はり、灸、マッサージなど)
- 介護保険法に定める介護サービスの利用による場合
- 共済掛金が未納の場合
- 当組合の事業の利用につき不正行為のあった場合
- 給付事由の発生から3年以内に共済金の請求に必要な書類の提出がなかった場合
- 事実の照会について正当な理由なく回答せず、調査の同意を拒んだ場合

〈傷害共済〉

- 被共済者の自殺
- 被共済者の脳・心疾患、その他の病気または心神喪失を原因とする事故による傷害死亡
- 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故による場合

- 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故による場合
- 被共済者が道路交通法等の法令の重大な違反となる運転をしている間に生じた事故による場合
- 被共済者が、車両の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該車両に同乗している間に生じた事故による場合
- 被共済者の妊娠、出産、流産等の医療処置およびこれにより生じた場合
- 頸腕症候群(いわゆる「むち打ち症」を含む。)および腰痛症候群(これら症候群には骨折、脱臼を含まない。)で既往症ならびに当該身体部位における共済金支払履歴がある場合
- 責任開始日から1年以内の病気による死亡
- 責任開始日前に発生したケガまたは病気(医学的に関連があるものを含む。)によるもので、責任開始日から2年以内の病気による死亡
- 日本国外で生じたケガ(ただし、死亡の場合は病気による死亡扱いとする。)
- 責任開始日前にすでに発生したケガによるもの
- 共済期間内に発生したケガの診療開始日から1年を経過後、そのケガを直接の原因とした死亡

〈疾病入院特約〉

- 外傷を原因とした入院中に病気を発症し、その発症が外傷の治療と因果関係があると認められた場合

共済金のお支払いが制限される主な場合

〈傷害共済〉

- すでに存在していた障害または病気の影響によりケガが重大となった場合
- 既往症、現症または既存障害がケガの発生の起因となった場合
- 同一の原因で複数の被共済者に発生した給付事由による共済金の総額が5,000万円を超える場合
- ケガの治療中に自己都合により連続して30日間以上の未治療期間がある場合
- ケガによる死亡において、死亡原因となったケガによる入院等の共済金の支払いがある場合
- 外傷により、局部に神経症状を残した場合で、請求総額が後遺障害を含めて傷害共済30万円、傷害共済継続I型・傷害共済継続II型・傷害共済ライトで15万円を超える場合(局部に神経症状を残した場合の傷病例は、1. 打撲・捻挫・挫傷 2. むちうち損傷 3. 凍結肩(五十肩) 4. 急性腰痛症等をいう。詳細は約款別表に記載しています。)

※なお加入後、頸腕症候群(いわゆる「むち打ち症」を含む。)および腰痛症候群(これら症候群には骨折、脱臼を含まない。)に該当するケガによる共済金の支払いを受けられた場合、以降同様のケガでの支給は受けられません。

- ケガの治療中に、同一または複数の医療機関で、同じ日に2回以上治療を受けた場合

〈疾病入院特約〉

- 傷害共済のケガによる入院共済金が支払われる期間に病気で入院した場合
- 病気による治療中に、同一または複数の医療機関で、同じ日に2回以上治療を受けた場合
- 被共済者が同一の病気または異常分娩(異なる病気であっても医学的に関連があるものを含む。)を原因として2回以上入院した場合は、1回の入院とみなします。ただし、病気による入院共済金(疾病入院特約の見舞金を含む。)が支払われる最後の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 1回の入院において、病気による手術共済金の給付事由に2回以上該当する場合(退院祝金および見舞金も同様とする。)

医学的に 関連があるものの例

- ①肝炎から肝硬変、肝臓癌へと進行する疾病に代表される一連の経過をたどって発症するもの
- ②糖尿病による合併症に代表される基礎疾患があることにより発症するもの
- ③抗凝固薬の使用により出血が起こりやすくなることに代表される治療由来のもの

中小企業共済の相談・苦情窓口のご案内

当組合では、次の窓口において、ご相談や苦情をお受けします。

1 当組合お客様相談室

電話:0120-00-9967
受付時間:平日9:00から17:00まで
(土日祝日、年末年始を除く。)

- 2 当組合との間で解決できない場合は、愛知県弁護士会紛争解決センターへご相談いただくこともできます。同センターでは、あっせん・仲裁により、解決支援業務を行います。

愛知県弁護士会紛争解決センター

電話:052-203-1777
住所:〒460-0001 名古屋市中区三の丸一丁目4番2号 愛知県弁護士会館2階
受付時間:平日10:00から16:00まで(土日祝日、年末年始を除く。)